ユーザーのニーズ・報告者の声の把握と その対応

平成29年7月20日 総務省政策統括官(統計基準担当)



統計改革、統計委員会におけるこれまでの意見等

現行基本計画

- 統計委員会委員と統 計利用者等との意見 交換会については、報 告者、地方公共団体 及び政策部局にも対 象を拡大するとともに、 掘り下げた検討結果を 府省横断的な統計等 の整備・改善の審議等 に活用するなど、一層 の活性化を図る
- 報告者の利便性の向 上等にも配慮し、統計 ニーズに係るアンケート 調査の内容等を見直 す。また、各府省が個 別に把握している所管 統計の改善や統計 データの提供に係る統 計ニーズの情報共有を 図るなど、府省間の連 携を強化

統計改革の中での議論

【統計改革の基本方針の取 組方針】(H28.12)

- •政策立案者、研究者、民 間エコノミスト等の定期的な 意見交換の場を設置
- ・利用者の視点からの改善 提案の組織的収集・反映 の仕組みを構築

【統計改革推進会議最終取りまとめ】(H29.5)

- ○フーザーのニーズ
- ・本年度から、EBPM推進委員会において、提案募集と対応案の公表、対応状況の フォローアップ等を開始。統計委員会はこれに協力
- ・各府省は、統計調査の設計に当たっては、府省内外の政策部門やユーザーの意見を求 めることなどにより、ユーザーのニーズを反映。統計委員会及び総務省は、統計調査の承 認手続の機会も活用し、毎年、その状況のフォローアップを行う。
- ○報告者の声
- ・本年度から統計委員会において、報告者の声の募集と対応案の公表、対応状況のフォ ローアップ等を開始。その際、各府省が行っている各種調査・アンケート等に対する報告 者の負担の声の把握等も併せて行う。
- ・統計調査の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を 求めるなどにより、報告者の負担軽減を図ることとし、統計委員会が、毎年、その状況の フォローアップを行う

統計委員会等の意見

【就業構造基本調査の変更に係る部会審議を踏まえた部会長メモ】(H28.12)

- ・長期の周期で行われる調査では調査項目の継続性が重要である一方、そのとき どきの政策ニーズに応じた、新たな調査項目の選定も同等に重要。調査実施者 においては、特定の調査項目の追加/削除や調査全体とのバランスを検討するに あたり、その時代の政策議論を踏まえ、そこでのニーズの把握に対して積極的に 取り組む必要
- ・調査結果の集計にあたっては、時系列変化を把握できるようこれまでの枠組みを 踏襲するだけでなく、その時代の政策議論に基づく新たな集計表の作成について も積極的に検討すべきである。調査実施者は、集計表の検討に当たり専門家に よる調査研究成果を参照するなど、より幅広く、調査結果を積極的に社会に還 元することに留意する必要

- 【第79回統計委員会基本計画部会にお ける委員長発言】(H29.6)
- ・今度の統計改革推進会議の最終とりま とめ(平成29年5月)の中で、このよう ないろいろな要望とかを積極的に取り上 げるということが明確に出ていますし、そう いった仕組みもこれから作ると。簡単に言 えば、目安箱のようなものを作るという形 になるわけで、これから統計委員会の制 度が変わっていく中で、そういったものが明 確化します。





想定される論点等(案)

ユーザーのニーズ、 報告者の声の把握等



- ○新たな把握の仕組みの構築に当たり、既存の枠組みとの整理をどうすべきか。
- → 新たな把握の仕組みを構築するに当たっては、把握手法の整理の観点から、既存の 枠組みを発展的に統合していくことを基本としてはどうか。(p.4参照)

各府省の対応状況等 に係る統計委員会・総 務省によるフォローアップ



- ○統計委員会等におけるフォローアップをどのように実施すべきか。
 - → 基幹統計調査の諮問審議や一般統計調査の承認申請に際しての実施に加えて、 統計法施行状況報告の機会に併せて毎年定期的に実施することが効率的ではないか。

参考事例

内閣府では、平成18年から21年まで、「全国規模の規制改革」の提案について、年に2回(「あじさい月間」(6月)、「もみじ月間」(10月))集中受付月間を設けて、意見募集を行うとともに、対応策の公表を行っていた。

※EBPM推進委員会との連携方策等については、今後議論の上決定していく予定。

今後のユーザーのニーズ・報告者の声の把握等(イメージ図)(案)

報告者利用者等

国民

事業者

各種団体

各府省

地方公共団体

研究者

- •
- •

.

ユーザーのニーズ、 報告者の声

(随時実施)

各府省

- ・省内外の政策部門・ユー ザーの意見を把握・整理し、 統計調査の設計へ反映
- ・報告者の声を求めること等による報告者負担の軽減

報告等

フォローアップ

総務省

- ・承認手続の機会等を 活用し、ユーザーのニー ズの反映状況について 統計委員会と連携し て、対応状況をフォロー アップ
- ※既存の取組は一部継続

フォローアップ等

ユーザーのニーズ、 報告者の声

(経常的に実施※)

対応案を公表

統計委員会(EBPM推進委員会と連携して実施)

- ・報告者の声を募集し、対応案を公表(平成29年度から)
- ・EBPM推進委員会におけるユーザーからの提案募集と対応案の公表、対応 状況のフォローアップ等に協力(平成29年度から)
- ・統計法施行状況報告等のタイミングで、毎年定期的に、各府省の対応状況 等のフォローアップを実施

※HP等も活用して実施

ニーズ把握における既存の枠組みの概要 (イメージ図)

報告者利用者等

国民

事業者

各種団体

各府省

地方公共団体

研究者

統計ニーズ

統計ニーズ

統計ニーズ

各府省

- ・個々の統計調査に係る 利用者のニーズ等の把握
- ・調査票情報の提供に関する案内窓口の明確化

など

定期的な 報告等

情報共有等

総務省

- ・総務省政策統括官(統計基準担当)のホームページにおいて、調査票情報等の提供に関する意見・要望等を把握
- ・「統計の日」に関連した公的統計の普及・啓発活動の実施時期に併せてe-stat上でアンケート調査を実施し、統計一般に関するニーズ等を把握
- ・e-statの機能改善等に関するニーズ把握

報告

統計委員会

- ・統計法施行状況報告を通じた基本計画の進捗状況や公的統計の作成状況の評価の中で統計ニーズ等を把握・対応
- ・個別の審議の際に、統計利用者・報告者等からの意見等を聴取

など

- ※「統計ニーズの的確な把握の枠組み」(平成26年3月25日 統計データの有効活用に関する検討会議了承)(p.5)を踏まえ、
 - ニーズ把握における既存の枠組みの概要を図示したもの。

など

(参考) 「統計ニーズの的確な把握の枠組み」(平成26年3月25日 統計データの有効活用に関する検討会議了承)

統計ニーズの的確な把握の枠組み

平成26年3月25日 統計データの有効活用に関する検討会議了承

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)の別表第 3-3-(1)「統計ニーズの的確な把握」のうち、総務省、各府省担当分については、以下の枠組みにより統計ニーズの的確な把握を行うこととする。

1 「統計ニーズに係るアンケート」の内容等の見直し

「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用して平成21年10月から継続的に実施している「統計ニーズに係るアンケート」を平成26年3月末に中止し、以下の取組を行う。

- (1)調査票情報等の提供に関するニーズ把握
 - ア 総務省政策統括官(統計基準担当)ホームページにおける二一ズ把握 総務省政策統括官(統計基準担当)は、平成26年4月以降、調査票情 報等の提供^(※)に関する意見・要望を把握するための様式を政策統括官 (統計基準担当)ホームページに掲載する。

各府省等は、府省等のホームページから上記ホームページへのリンクを 貼り、意見・要望の提出を希望する者を誘導する。

- (※) 統計法第3章に規定する①調査票情報の提供(第33条)、②オーダーメード 集計(第34条)及び③匿名データの作成及び提供(第35条及び第36条)の 総称
- イ 各府省等におけるニーズ把握

各府省等は、調査票情報等の提供に関する案内窓口担当部局において、府省等で把握している利用者の二一ズや担当者の問題意識を取りまとめる。

総務省政策統括官(統計基準担当)は、各府省等に対し、取りまとめた 利用者ニーズや担当者の問題意識の定期的な報告を依頼する。

(2)統計一般に関するニーズ把握

総務省政策統括官(統計基準担当)は、毎年度、「統計の日」に関連した公的統計の普及・啓発活動の実施時期に併せてe-Stat上でテーマを定めてアンケート調査を行う。その際、統計一般に関するニーズについても把握する。

(3)e-Statに関するニーズ把握

総務省統計局は、e-Statの利用に関する説明ページの充実のほか、e-Stat上の問合せ窓口の活用やアンケート調査等により、e-Statの機能改善等に関するニーズを把握する。

- 2 府省等間の連携強化
- (1)各府省等の一元的な案内窓口の明確化

各府省等は、調査票情報等の提供の更なる推進を図るため、委託による統計の作成等(オーダーメード集計)及び匿名データに関する案内窓口のほか、調査票情報の提供に関する一元的な案内窓口を明確化する。案内窓口に関する情報は、各府省等のホームページ等に掲載するほか、政策統括官(統計基準担当)ホームページに一覧表を掲載する。

(2) 府省等間での情報共有・意見交換

総務省政策統括官(統計基準担当)は、統計データの有効活用に関する検討会議・同ワーキンググループにおいて、調査票情報等の提供に関する利用者の意見・要望や各府省等からの報告を取りまとめ、府省等間での情報共有・意見交換を行う。また、統計一般に関するニーズやe-Statに関するニーズについても必要に応じて情報共有を行う。

3 その他

「統計ニーズの継続的な把握・活用について(平成21年8月7日 統計データの有効活用に関する検討会議了承)」及び「「統計ニーズに係るアンケート」に関するフォローアップについて(平成22年3月30日 統計データの有効活用に関する検討会議了承)」は廃止する。